

## 懲戒処分の公表

令和6年9月20日

新城市長 下 江 洋 行

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「新城市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき公表します。

事 案 の 概 要	平成29年度に湯谷温泉5号泉の設備が故障し、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなプールに温泉を配湯できなくなったにもかかわらず、プールの表記修正や温泉使用許可の廃止手続き等の事務を怠った。また、同事案に関し所属職員の指揮監督に適正を欠いた。
所 属	教育部
職 名	参事
年 齢	50歳代
性 別	男
処分の種類及び程度	不適正な事務処理並びに管理監督責任【戒告】
処 分 年 月 日	令和6年9月12日
処 分 理 由	地方公務員法第29条第1項第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するため、本市の処分基準に照らし「戒告」としたものである。